

総務企画委員会記録
<第1号>

平成25年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成25年2月26日（火曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成25年2月26日 火曜日
開 会 午前11時28分
散 会 午後0時15分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 乙第4号議案 沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

出 席 委 員

委 員 長	山 内 末 子 さん
副 委 員 長	末 松 文 信 君
委 員	新 垣 良 俊 君
委 員	仲 田 弘 毅 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	照 屋 大 河 君
委 員	高 嶺 善 伸 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	前 島 明 男 君

委員 渡久地 修 君
委員 當 間 盛 夫 君
委員 大 城 一 馬 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総 務 部 長 川 上 好 久 君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例及び乙第4号議案沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、ただいまの議案は、本日の本会議において先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 それでは、与野党議案説明会でお配りしました資料3、平成25年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の1ページをごらんください。

乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、平成23年に人事院が実施した民間退職給付の実態調査に基づき、国家公務員の退職手当支給水準が引き下げられたことに伴い、県においても、沖縄県職員の退職手当の支給水準を引き下げるほか、昭和48年5月17日以前に公庫等職員として在職したことのある職員に対する退職手当の計算方法に用いる利率を、国の改正に準じて改正するものであります。

なお、施行日は平成25年3月1日とし、退職手当の引き下げについては、経過措置を設けております。

乙第1号議案の説明は以上です。

御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか質疑させていただきます。今の説明を聞きますと、要するに国が決めたからやるということなのですか。

○川上好久総務部長 この見直しの経緯でございますけれども、国家公務員の退職手当の水準につきましては、国が5年か6年に1回、民間との給与の比較をいたします。その比較をして、退職給与の水準を決めるわけでございます。国と一定の程度、均衡をとらないといけないという形で県の自治体の給与水準、それから退職手当もそういう形になっております。そういうような観点から、地方公務員法に定める情勢適応の原則だとか、あるいはまた均衡の原則ということ踏まえて、自治体としても国に準拠する形で提案をし、組合と交渉しながら今般の改正案を提案したところであります。

○渡久地修委員 今の説明はなかなか理解できないのですが、まずその前に、国が退職手当を400万円以上引き下げるということを決めたということなのだけれど、これ自体、去年の解散を決めるといふときの解散の前日に突然出して、反対する政党もありましたけれども、とにかくまともな審議をしないでこれが強行可決したという認識を持っていますけれども、それでいいですか。要するに、たったの1日もまともな審議をしていないのです。解散が決まったその日

か、その前日に突然出してきたものですね。そうですね。

○川上好久総務部長 これは国会で審議をされて、議決された結果だと認識しております。それに基づいて国家公務員の退職手当の水準が見直されたと認識しております。

○渡久地修委員 もっと具体的に一解散を決めた後に出して、趣旨説明から質疑、採決までたった1日間ですねということを知っているのです。

○川上好久総務部長 事実として、1日で採決したということは承知しております。

○渡久地修委員 国家公務員の退職手当を400万円以上引き下げるということを、この前の解散を決めた非常にどたばたしているときに一国民の目が解散にいつているときに、突然出してまともな審議もしないで、強行可決したということは事実なのです。この事実を押さえなければならないということが1つ。もう一つ、先ほど部長が説明していました民間に準拠するということですが、退職手当というものは民間に準拠するということは決められていません。給与とかはあるけれども、退職手当というものを民間に準拠するということは決められていないはずですよ。それはどうですか。

○川上好久総務部長 国家公務員の退職手当の支給水準の決定の仕方として、従来から人事院がおおむね5年から6年ごとに民間企業の退職給付実態調査をやっているわけでございますけれども、それとの官民比較をやっております。これが慣例としてずっと続けられてきております。その中で、その実態調査との均衡を図りながら、退職手当の支給水準が見直しがされてきたというような流れになっております。

○渡久地修委員 民間とのいろいろな比較ということであれば、きちんとやればいいのです。それぞれの公務員の職種だとか、いろいろなもので実際どうなのかということ、きちんと比較をして調査も十分やった上でやればいけれども、そういったものもなしで1日で強行採決するということはおかしいということを知っているわけですよ。それで次に、国が引き下げたから地方公務員一沖縄県も引き下げなさいという国からの指示通達というものがあつたのですか。

○川上好久総務部長 平成24年11月26日に、総務副大臣から各都道府県知事宛ての通知文書というものがございます。地方公務員の退職給付の給付水準の見直し等についての通知でございますけれども、この中では地方公務員の退職手当については国家公務員の退職手当の支給水準引き上げ等について—これは平成24年8月7日の通知でございますけれども、そのとおり「各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。」という文書が来ております。

○渡久地修委員 要するに国が解散を決めた後、出してわずか1日で本当にどさくさに紛れてやった。それを地方に押しつけてきたということが実態だと思うのです。ですから……。人事委員会は来ていますか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、人事委員会は来ていないとの報告の後に、退職手当については人事委員会の勧告事項と切り離しているとの説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 それで、本会議でも人事委員会は「国、他府県の動向」と言っていました。先ほど総務部長は、国は民間との比較とか何とか等をやって国は決めたと言っていたが、それも通じないと私は言ったのだけれども、先ほどの本会議での人事委員会の代表は、国と他府県の動向を踏まえて、おおむね適当と言った。県内の民間と比較してどうなのですか。皆さんはそれをやったのですか。

○川上好久総務部長 これはやっておりません。従来から、国から示される水準というものを参考にしながら、各県対応しているということです。

○渡久地修委員 要するに、今回の引き下げについて皆さん方は、民間準拠とかいろいろ言っておきながら、県内の民間企業の退職手当云々は調査もしないで、国から言われたものをそのままやったと。国から言われているので、同じように引き下げるといふことでいいですか。

○川上好久総務部長 給与、退職手当等については、地方公務員法の中で、情勢適応の原則と均衡の原則という基本的な考え方が示されております。その中で、先ほど本会議で人事委員長がおっしゃった話は、いわゆる国及び各県とおおむね均衡がとれているという趣旨を言われたということでございます。

○渡久地修委員 僕が聞きたいのは、皆さん方自身、国から言われた、民間との調査もやらない、とにかく国に合わせて引き下げることなのですか。

○川上好久総務部長 これにつきましては、47都道府県のうち、現在46都道府県が見直しをしております。確かに渡久地委員が言われるように、昨年11月にこれが急遽決定されて、そういう意味では各自治体とも国の見直しに合わせて、それぞれの職員団体の交渉であるとか、そういうようなものを経て、それぞれ現在46都道府県が国に準ずるような形で見直しをしている。この背景にあるのは、実は次年度の地方財政措置の中で、既にこの分が見込まれて地方交付税というものが減少するという中で、各県ともこのところは財源との問題もあり、それは見直しをしたということになっていると理解しています。

○渡久地修委員 今からこの問題を聞こうと思っていたのに。ですから皆さんは国に言われたということが1つ。それと国は無償を言わず、地方交付税からその分は、県が決めようが決めまいが、その額は出しませんということでカットしてきているわけですか。

○川上好久総務部長 地方財政計画の中で、その分は減じた形で措置がされるという方向になっております。

○渡久地修委員 その額は幾らですか。

○川上好久総務部長 次年度の影響額は概算で、15億5000万円くらいだと見ております。

○渡久地修委員 いずれにしても、国が一方的に1日で十分な審議時間もなく決めて、それを地方に押しつけてきたと。地方は自分たちの影響額とか、そういうことも十分調査するいとまも与えずに、次年度予算からとにかくこの分を削ってくるという手法というものは地方自治の否定だと思うのです。今回、国

は次年度以降の公務員給与の2割削減を打ち出していますね。各地方自治体にも出して、全国知事会は介入だと言ってみんな反対しているでしょう。それに つながるものだと思いますけれども、それはどうですか。

○川上好久総務部長 今おっしゃる話は、7.8%ですか一国の給与水準との差額について見直しをするという方向が出ていると聞いております。実は当初予算の中でも、財源についてはこの分を見込んで計上しているという状況でございます。

○渡久地修委員 こういう一方的な押しつけは不当だと、地方自治の否定だと思 います。それで、皆さん方として、今回の削減額は退職手当1人400万円だと。そうすると、削減する額は幾らになりますか。

○川上好久総務部長 現在ざっと試算をしたところ、平成24年度が3億4200万円余り、平成25年度は15億4100万円余りです。平成26年度が23億9700万円、平成27年度以降が約25億6900万円という試算となっております。

○渡久地修委員 これだけ退職手当が削られると。これは、結局その削られた分が他のものに回るかといえ ばそうではなくて、国からの交付税で結局削られるわけです。ですから、県経済に与える影響—いわゆる経済波及効果というものは、これからするとどれくらいのマイナス効果が出てきますか。

○川上好久総務部長 これは試算をしてございません。ただ、地方交付税の総額というものは毎 年の財政需要と、税収等比較の中で出てきますので、今年度若干地方交付税が減りましたけれども、予算全体としては地方団体の財源としては拡大しておりますので、その経済全体に対して大きく影響するという話にはなっていないと思 います。これだけを取り出して、この分の影響という話は確認をしておりませ ンけれども、これをもって県経済に大きく影響するものではないと理解をしてお います。

○渡久地修委員 だったら、この退職手当を想定してそれぞれ個人というのは、いろいろな計画を持っていたはず です。あるいは、ローンの返済計画があるかもしれない。あるいは、退職した後それを原資にして、家を建てかえようとしていたかもしれない。そういう人たちもいると思うのですけれども、その人たちへの調査というものは行いましたか。

○川上好久総務部長 そのこの部分が、まさに昨年の12月、そしてことし1月にかけて、職員団体、それから沖縄県現業職員労働組合一現業労組との議論の中でいろいろ出てまいりました。そういう組合員の皆さん方の話も聞きながら、県としての状況を説明をして、これは全く国と同じということではないのですが、若干状況をしんしゃくしながら妥結に至って、その提案をさせていただいているというわけです。

○渡久地修委員 この退職する人たち、人生設計が狂う人たちがたくさん出てくるわけです。そういう人たちに対して、きちんと皆さん方が調査もした上で、これで納得して案を出しているならまだわかる。それをやらないで、国に準じてやりますというだけの理由で、先ほどから本会議でも説明をするからおかしいのではないかと、沖縄県という皆さんがこれを出すからには、そこで働いている一人一人からきちんと十分調査もして、それでそういう結果、自分たちはこういう案を出したということであればまだいいです。それもやらないでこんなに3億円、15億円、23億円、25億円とこれだけ毎年毎年削られているものが、県経済に影響がないということはないです。住宅建設にも影響してきます。それは建設業にも影響してきます。そういったものをやらずして、国から一方的にやられたものを、そのままそうですかというやり方は、納得できないですけども、総務部長どうですか。

○川上好久総務部長 ここも確かに渡久地委員の言われるように、交渉の場の中で、いろいろな個人的な事情とか、そういうようなものをたくさんお話を聞かせていただきました。ただ、そうはありながらもこの退職手当の見直しのやり方というものが、この五、六年ごとに一定の規模の民間企業との退職給付の実態調査をしながらその調整をしてきている。今般はたまたま、リーマンショックと東日本大震災という非常に民間も厳しい状況の中で、こういった形で結果がついてきたわけでありまして。これが景気がまた浮揚する中で、また五、六年後に官民格差を比較するときには民間のほうが大きければ、その分また見直しがされるという仕組みになっているわけでありまして。そういうようなことで、組合の皆さんにも説明をして、一定の条件を整理をしながら妥結に至ったということでありまして。

○渡久地修委員 とにかく、今の政府のやり方というものは、公務員と民間労働者を対立させる、生活保護受けている人と一般の人を対立させる、お年寄り

と現役世代を一お年寄りが多くなるから現役世代が苦勞するのだと言ってそれを対立させる。それから、基地問題で沖縄と本土を対立させる一国民同士を分断させるようなやり方をやっている。今回のものも、民間に準拠どうのこの言いながら、皆さん方は沖縄の民間との調整もしないで国から一方的な押しつけ。私は皆さん方が特に悪いとは言っていません。これは国の一方的な押しつけだという点で、これには私は納得できないということを指摘して終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この概要に出ている分で、全ての職員と出ているのですが、この全ての職員とは、どこからどこまでのことをいうのですか。対象者というところで、全ての職員という形になっているのですが……。皆さんの資料の8を見ているのです。

○川上好久総務部長 ここで言っているものは、その上に長期勤続者とそれ以外の職員という区分けがございます。長期勤続者というものは20年以上、それ以外の職員。全ての職員というものは、これも合わせてという意味合いです。

○當間盛夫委員 これは県の職員という形になっているのですが、特別職の知事だとかいう分はどうなるのですか。

○川上好久総務部長 これは今のところ一般職員だけの話になっております。

○當間盛夫委員 緊縮財政いろいろな部分で先ほどあったようにリーマンショックだとか東日本大震災だとかいうお話があって、これは本来提案するのであれば、特別職の分から先にやるべきであって、すぐそれを国家公務員含めて県職員という持って行き方もどうなのかということも指摘もしたいと思っております。先ほど民間の退職金の給付の話があって、これは沖縄県のほうは調べていないと。沖縄県を調べるともっと低くなりますよね。その辺の認識はどうなのでしょう。

○川上好久総務部長 これは沖縄県だけではなくて、各県のおおむね50人以上の規模の企業に国が照会をして、それで国の退職金の水準を決めると。それに

準拠するというやり方をしてございますので、沖縄県の方だけを特別に調査をしたということは、これまでやったことはないということでございます。

○**當間盛夫委員** ちなみに、沖縄県の民間の退職金給付のものを調べたことはありますか。

○**川上好久総務部長** これについては、今のところ調査をしたことはないということでございます。

○**當間盛夫委員** 予算の部分の話で教えてもらいたいのですが、先ほど平成25年度の地方交付税の分で大体15億5000万円が削られて予算が来るだろうということですが、国より皆さんは穏やかにしているのですよね。国は平成25年1月1日から100分の98になっているのですが、県のほうはこの分を段階的にしているわけです。平成25年度の分は低いのではないですか。それが本来負担にならないといけないはずです。一県は3年間穏やかにしているわけですから。その辺の数字が合わないのはどういうことですか。普通であれば、削減分よりは県の分がふえているはずですが。一緒にならないですね。国は削減分を段階的にきちんと決めてきているのですから。でも、皆さんは穏やかに三、四年くらいかけてやっていくわけですから、間違いなく初年度の県の負担は大きいはずですが。

○**川上好久総務部長** これは、まさに国準拠と言いながら、やはり職員団体との交渉もあるわけです。その中で、各県ともそれぞれ国に準拠しながらも一定の幅があるわけです。平成25年1月1日から6%減ずるというものが国のやり方です。これが県として情報を入手したのが、平成24年11月の下旬。ここから組合交渉をして11月議会に上げるということは基本的に不可能だったわけです。そうしますと、2月議会で上げると。そうすると、施行は3月1日という話になるわけです。そうするとどういことが起こるかと言いますと、これは新聞報道でごらんになられましたように、1月1日から6ポイント落とす。これを3月1日から6ポイント落とすという形にしたい。結局のところ、駆け込み退職ということを誘発する可能性があるわけです。これは教職員だとか、沖縄県の場合だと病院現場も相当な人間がいますから、そのことが組合の中でいろいろ議論がされました。そういう中で、他県においては今年度はやらない。4月1日以降、1年おくれにしてやるというやり方も半分くらい出てきたわけですが、そうしますと、しかし次年度の人との差が余りにもあり過ぎる

のではないかという議論もありまして、この2ポイント相当分はことしは切ると。確かに駆け込みをやったときにはこの分がもらえるわけですがけれども、一方では3月分の給与の分はもらえない。そこのところはとんとんなので、その駆け込みの退職者というものは阻止できるだろうということ。あともう一つは、次年度の人たちとの均衡を考えるとそうはいかないと。今年度は100分の2ポイントを削るという形で、職員団体、現業労組と妥結をしたわけです。この状況というものは、全国的に見ると大体半分くらいは4月1日から施行というものの中においては、沖縄県としては妥当な線だったのではないかと見ております。

○**當間盛夫委員** 余り理解できない部分があります。多分、総務部長が言われたように埼玉県とか駆け込み退職が結構あって、交付税が減らされる中で、こういう形になってしまうと県の負担がふえてしまうわけですね。

○**川上好久総務部長** 実は、次年度の交付税は減るわけです。今年度は交付税はもう決定しているので、影響がないのです。今年度分については、その削減した分だけ財源が浮く形になっています。次年度以降は影響がある。そうすると、トータルとして沖縄県は平成25年のものは93.5になっているわけですがけれども、1.5ポイント高いような感じがするのですけれども、トータルの制度設計の中では県の持ち出しは基本的にはないという設計にしてあります。

○**當間盛夫委員** 1年おくれでこういう形で延ばしてくると、結局国が決めた部分で地方に押しつけて、結果的に交付税で減らされて地方の負担がふえたのではないかという認識があったものだから……。その認識はないのですね。

○**川上好久総務部長** 今年度の分で財源を浮かせて、その分でならしたという形です。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を

改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 10ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

この議案は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、県議会の本会議においても公聴会を開き、また、参考人の出頭を求めることができることとされたことから、公聴会に参加した者及び出頭した参考人に対する実費弁償の支給根拠を定めるとともに、委員会における実費弁償に関する規定を整理するものであります。

施行日は平成25年3月1日としております。

乙第4号議案の説明は以上です。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、玉城義和委員がもう少し詳しく議案の説明をするよう求めた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 地方自治法の一部が改正されまして、県議会の本会議でも予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開くことができる。その際の参考人の出頭を求めることができるということで、そのための費用弁償の根拠を定めたということでございます。

○山内末子委員長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○山内末子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第4号議案沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例及び乙第4号議案沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の処理は全て終了いたしました。

次回は、3月8日 金曜日 本会議終了後委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子